

差別のないまちづくりを目指した取り組みの
推進を

質問者 下野 義子

28年4月「障害者差別解消法」が施行された。この法律は障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指し、日常生活の中で「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。同時に「障害者雇用促進法」も改正されている。町は、事業所などの意識醸成を図るため、雇用促進の模範を示し、差別のないまちづくりを目指すための啓発に努めていくべきと考えるが。